- ・現在、こども青少年局、教育委員会事務局で実施している幼児教育・保育に関する研修、研究等の機能を集約し、本市の関係部署や幼児教育・保育関係団体等と連携・協力し大・ 阪市内の幼児教育・保育の充実にむけた取り組みを行う「保育・幼児教育センター」を「もと城北市民学習センター」に開設する。
- ・平成29年4月の「保育・幼児教育センター」開設に向け、平成28年12月に準備室を立ち上げ29年度事業実施に向けた調整を行う。
- ・保育・幼児教育センター開設にあたり必要となる、備品購入経費等について補正予算に計上する。

【H28予算額(補正)】 16.495千円

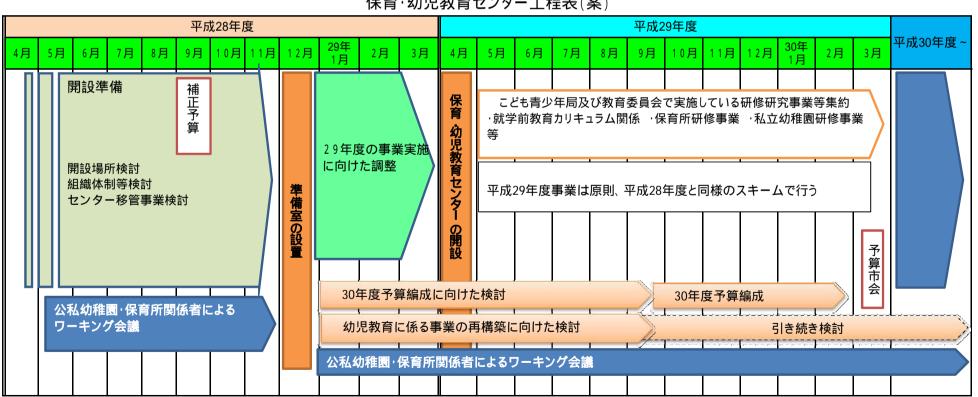
【内訳】

- ·備品購入·消耗品費(研修用机、椅子等) 7,986千円 ·通信運搬費(引越費用等) 2.997千円
- ·非常勤嘱託職員報酬等(2名分) 3.024千円

·保守、建物修繕費(清掃、緊急補修等) 2,328千円

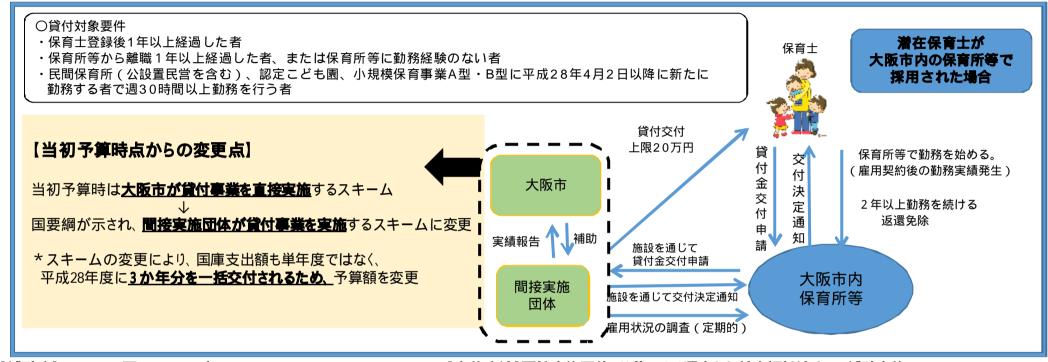
·印刷製本費 160千円

保育・幼児教育センター工程表(案)



補正予算案関連資料)

保育人材確保対策事業 【潜在保育士就職支援事業】(H28当予から一部変更)



【補助率】10/10 (国 9/10 市 1/10)

【実施方法】間接実施団体(公募により選定した社会福祉法人)に補助実施

【貸付上限額】200千円 (無利子)

【予定貸付開始期間】平成28年4月~平成31年3月(平成30年度末)

- *平成30年4月の入所保留児童解消を目的とした事業であるため平成30年度末で事業終了
- *平成31年度以降の事業の継続実施については、その時点の本市状況を考慮して決定

【予定債権管理期間】平成28年4月~平成33年3月

【予定貸付対象者数】平成28~30年度 各年度340人 合計1020人

【H28予算額(補正)】194,675千円 (国庫支出187,448千円、税等 7,227千円) [参考 H28当初予算額] 34,000千円 (国庫支出30,600千円、税等 3,400千円)]

保育人材確保対策事業 【保育料一部貸付事業】(H28補正·新規)

○貸付対象要件

- ・未就学児をもつ保育士で、子どもを保育所、 認定こども園(1号認定を除く)、小規模 保育事業A型・B型に預ける者
- ・民間保育所(公設置民営を含む)、認定こ ども園、小規模保育事業A型・B型に平成 28年12月以降に新たに勤務する者で週 30時間以上勤務を行う者

保育料貸付 月額保育料の1/2×1年 (上限2.7万円)

補助 報告

大阪市

間接実施 団体

施設を通じて貸付金交付申請

施設を通じて交付決定通知

雇用状況の調査(定期的)

保育士が 大阪市内の保育所等で 採用された場合

保育士

貸

付

金

交

付

申

▲交

付

決

定

通

知

自分の子どもを 預ける

大阪市内保育所等 または 居住地の保育所等

保育所等で勤務を始める。 (雇用契約後の勤務実績発生) 保育料1年間分貸付

2年以上勤務を続ける 保育料貸付金返還免除

大阪市内 保育所等 【補助率】10/10 (国 9/10 市 1/10)

【実施方法】間接実施団体(公募により選定した社会福祉法人)が実施

【貸付上限額】27千円×12か月 = 324,000円(1年間限り) (無利子)

【事業実施期間】平成28年12月~平成31年3月(平成30年度末)

* 平成30年4月の入所保留児童解消を目的とした事業であるため平成30年度末で事業終了予定 *平成31年度以降の事業の継続実施については、その時点の本市状況を考慮して決定

【債権管理期間】平成28年12月~平成33年3月

平成29~30年度 各年度90人 合計210人

【H28予算額(補正)】62,985千円

(国庫支出62,518千円、税等 467千円)

事業の特徴

- ○大阪市より貸付額+事務費として間接実施団体に総額を一括交付。 間接実施団体が職場復帰した保育士に対して保育料の貸付を実施。
- 〇保育士優先入所は平成29年4月より実施、保育料貸付は平成28年12月より実施。
- *優先入所は市内保育所・認定こども園・地域型保育事業に入所の場合のみ対象とする
- *保育料貸付は保育所・認定こども園・地域型保育事業に入所の場合に実施 (市内・市外のいずれの施設に入所の場合も対象)

2年勤務継続によって返還免除。

大阪市の人材確保事業の新規事業(9月補正後)

潜在保育士就職支援事業【H28 9月補正(当予から変更)】

潜在保育士が保育施設等に就職した場合に、就職準備金(上限200千円)を貸付間接実施団体による貸付事業として実施

- (1)2年間以上継続勤務経験により返還免除
- (2)貸付申請時に使用使途の確認必要

【対象】,保育士登録1年以上経過

- ・離職後1年以上又は保育士勤務経験なし
- ・週30時間以上の勤務

【対象施設】保育所、認定こども園、地域型保育事業

H28予算額(9月補正) 194,675**千円**

(国庫支出187,448千円) (税等 7,227千円)

保育料一部貸付事業【H28 9月補正】

未就学児を持つ保育士が保育施設等に就職した場合に、保育料の一部(上限27,000円)を就職してから最大1年間貸付

間接実施団体による貸付事業として実施

- (1)2年間以上継続勤務経験により返還免除
- (2)保育士の子ども(未就学児)を保育所等に預けた 場合に必要となる保育料に対する助成
- *優先入所は平成29年4月入所分より実施

H28予算額(9月補正) 62,985**千円**

(国庫支出62,518千円) (税等 467千円)

【対象】・未就学児をもつ保育士

- ・子どもを市内または居住地の保育所、認定こども園、地域型保育事業に預ける者 (ただし、居住地の場合はその自治体からの保育料の助成をうけていないことが条件)
- ・週30時間以上の勤務

【対象施設】保育所、認定こども園、地域型保育事業

新規採用保育士特別給付に対する補助事業 【H28 5月補正】

新たに保育士が保育施設等に就職した場合に200千円を現金給付 (ただし、潜在保育士就職支援事業に該当する場合を除く)

- (1)就職時100千円を給付
- (2)就職1年後100千円を給付

【対象】新規に市内保育施設等に就職した常勤保育士

·保育士登録後1年未満の者 または 保育所·幼稚園等を離職後1年以内の保育士

【対象施設】保育所、認定こども園、地域型保育事業

H28予算額(5月補正) 4,800**千円** (税等 4,800千円)

保育士宿舎借り上げ支援事業 【H28 5月補正】

保育士の宿舎を借り上げる費用の一部を補助(上限82千円)

- (1)住居手当の支給がある場合はそれを除〈額が補助対象
- (2)対象施設が借り上げた宿舎に対する助成

【対象】平成28年補正予算成立以降に 採用された常勤保育士 H28予算額(5月補正) 9,020**千円** (国庫支出4,510千円)

(税等 4.510千円)

【対象施設】保育所、認定こども園、地域型保育事業

保育所等におけるICT化の推進【H28 5月補正】

業務の効率化を図るためのシステムの購入に必要な経費を助成(上限1,000千円)

【対象施設】保育所、認定こども園、地域型保育事業

H28予算額(5月補正) 520,000**千円**

(国庫支出381,000千円) (税等 139,000千円)

【平成28年度当初予算総額】 74,374千円 (国庫支出:50,128千円)

【平成28年度 5月補正後総額】608,194千円 (国庫支出: 435,638千円) 【平成28年度 9月補正後総額】831,854千円(国庫支出: 655,004千円)

*上記予算には、 ~ の事業以外に、「保育士·保育所支援センター事業」(27,916千円(国庫支出:13,353千円))と「各種研修事業」(12,458千円(国庫支出:6,175千円))を含む